

精神障害者保健福祉手帳の交付について

精神保健福祉手帳には、障害の程度により1級から3級までの等級があり、手帳の取得により障害の程度に応じたサービスを利用できるようになります。

また、手帳の有効期間は2年で、更新手続きは有効期限の3ヶ月前から申請することができます。

① 手帳の新規申請に必要なもの

- ・申請書
- ・顔写真 1枚(横3cm×縦4cmで申請から6ヶ月以内に撮影した脱帽の写真)
- ・医師の診断書(所定の様式で初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの)または精神障害が原因で受給している障害年金証書の写し
※ただし、障害年金証書の写しを添付して申請する場合は、さらに最近の年金振込通知書の写し又は最近の年金支払通知書の写し、および社会保険事務所や共済組合等に照会するための同意書が必要になります。

② 手帳の更新申請、等級変更申請に必要なもの

- ・①の新規申請に必要なもの、および現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳

③ 他の都道府県(大阪市・堺市を含む)より転入された場合に必要なもの

- ・申請書
- ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
- ・顔写真 1枚(横3cm×縦4cmで申請から6ヶ月以内に撮影した脱帽の写真)

④ 氏名、住所(大阪市・堺市を除く大阪府内の転居)変更に必要なもの

- ・記載事項変更届
- ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳

⑤ 破損・汚損・紛失による再交付に必要なもの

- ・再交付申請書
- ・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳(破損・汚損の場合)
- ・顔写真 1枚(横3cm×縦4cmで申請から6ヶ月以内に撮影した脱帽の写真)